

随意契約理由書

1 業務名称

野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全業務委託 長期継続

2 契約の相手方

NPO 法人南港ウェットランドグループ

3 随意契約理由

本業務は、野鳥園臨港緑地の干潟・湿地の環境を保全し、ボランティア（市民・校園・企業のCSR等）と連携を図りながら、施設を有効活用した環境学習の場を市民に提供することを目的とするものである。

業務内容については、鳥類調査、底生生物調査、干潟現況調査等の環境調査、野鳥の観察指導、各種観察会等の環境学習、干潟・湿地の手入れや湿地の環境保全、及び広報啓発、市民等との連携等多岐にわたる。

本業務を遂行するには、干潟・湿地における生態系保全に関する専門的な知識と経験を備えており、野鳥園臨港緑地及び周辺地域の自然に通じ来園者や観察会等の参加者に案内解説等の情報提供を行う能力を有することが必要である。

また、業務履行に関しては、当施設の設備等を熟知していること、関係団体との情報交換、協力等緊密な連絡調整が可能であることが必要である。

上記法人は、干潟・湿地における生態系保全に関する専門的な知識や案内解説等の情報提供を行う能力を有しており、さらに、野鳥園臨港緑地の環境保全にも当初から関わっており、その活動の経緯も熟知している。

令和元年度以降、毎年他都市の類似施設における業務実績のある法人に対し調査を実施しているが、本案件の入札に参加意欲のある法人がなかったため、上記法人と随意契約を行っている。今年度についても、再度他都市調査を実施したが、状況は変わらず入札参加に積極的な法人はなかった。

以上のことから、大阪市の入札参加資格を持つ上記のような実績を有する参加可能な事業者が存在せず、新たな事業者の参入が見込めないことから、上記契約相手方と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市建設局臨港方面管理事務所管理課（電話番号：06-6613-7716）

2

随意契約理由書

1 案件名称

下水道科学館運営業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社丹青社 関西支店

3 随意契約理由

本業務委託は、施設維持管理や来館者対応等の接遇業務に加え、本市下水道PR施設として情報発信や広報活動を戦略的に実施し、来館者の増加に向けた効果的なイベントを開催するなど、下水道科学館を最大限に活用した管理運営を行うものである。

情報発信の企画構想や策定においては、創造性や構想力が求められるため、民間事業者が持つ柔軟な発想や企画力、過去の事例に基づくノウハウを活用することが非常に重要である。また、企業の技術力を評価して業者を特定することで、より優れた成果が期待できる。提案される企画の効果を多角的に評価する必要があることから、通常の価格競争には適さないため、公募型プロポーザル方式により契約相手を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する受託者選定会議において意見を聴取した結果、株式会社丹青社関西支店が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部調整課（電話番号 06 - 6615 - 7586）

随意契約理由書

1. 案件名称

連続立体交差事業に関する地質調査業務委託- 2

2. 契約の相手方

東亜建測株式会社 大阪支店

3. 随意契約理由

本業務は、南海高野線の連続立体交差事業の事業化に向け、上町断層帯による鉄道構造物への影響を十分に考慮した最適な鉄道構造形式を検討することを目的に、上町断層帯における“断層構造や断層変位の予測”、“過去の断層変位の変遷”の解明を行うため、大阪層群を対象とした地下堆積物試料のオールコアボーリングを実施し、取得した地質コアを用いて、構造観察などの解析を行うなど、必要となる試料分析を行うものである。

今回の調査目的である“上町断層帯の過去の断層変位の变遷”を解明するにあたっては、砂質土・粘性土に含まれている火山灰や珪藻類を識別し、火山灰であれば「火山ガラスの形態分類」、「火山ガラスおよび鉱物の屈折率測定」（珪藻類であれば、「珪藻の種を識別」など）などの分析・調査を実施して同定する必要がある、その結果をもって、“過去の上町断層地震によって、どのように変化したのか”を確認することが可能となる。

本業務の実施にあたり、現地調査箇所（全3箇所：調査地点はNo,1～No,3とする）においてオールコアボーリングを実施し、取得した地質コアの成分を確認した結果、当初の想定より粘土層の含有量が多いことが確認された。その結果、試料分析業務量を大幅に増加させる必要があり、委託額を増額する必要が生じるとともに、契約工期である令和7年3月31日までに3地点目の分析業務の完了が難しいことが判明した。

現状としては、調査地点No,3の試料採取まではすでに作業が完了しており、現在は乾燥等による品質変化が生じないように、現契約業者において適切に保管されている状況であるが、履行期間や費用が増加することになったため、履行方法及び現在の調査状況に関する履行管理など、予算調整を含めて精査した結果、“工期内にて完了するオールコアボーリングによる試料採取”及び、“調査地点No,1及びNo,2の試料分析”までを現在契約中の「連続立体交差事業に関する地質調査業務委託」にて実施し、“調査地点No,3の試料分析”及び“No,1～No,3の分析データ等に基づく地層状況の関連性等に関する考察の取りまとめ”を切り分けて「連続立体交差事業に関する地質調査業務委託- 2」として発注することとした。

なお、本業務は、“No,3の試料分析に着手するまでの間における試料の品質確保”並びに“調査地点No,1、No,2との相関性の確認を同一視点で行う”ということに加え、業務における責任性を明確にする必要があることから、本業務目的を達成するためには、現契約業者以外のものと契約を行い、履行させることはできない。

以上により、「地方自治法施行令第167条の2第1項6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）」に基づき、現契約業者である東亜建測株式会社と随意契約を行うものとする。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局道路河川部街路課鉄道交差担当 電話番号：06-6615-6762